

## 特定秘密保護法の廃止を求める意見書

「特定秘密保護法案」は、憲法の定める基本的人権と平和主義を脅かす立法であり、日本の民主主義を戦後最大の危機にさらすものである。この法案に対して広く市民の間に反対や懸念の声がかつてなく広がったにもかかわらず、審議を十分に尽くしたとは言いがたいまま採決が行われた。

「特定秘密保護法」は、指定される「特定秘密」の範囲が政府の裁量で際限なく広がる危険性を残しており、指定された秘密情報を提供した者にも取得した者にも過度の重罰を科すことを規定している。この法律によって、市民の知る権利は大幅に制限され、国会の国政調査権が制約され、取材・報道の自由、表現・出版の自由、学問の自由など、基本的人権が著しく侵害される危険がある。さらに秘密情報を取り扱う者に対する適性評価制度の導入は、プライバシーの侵害を引き起こしかねない。

民主政治は市民の厳粛な信託によるものであり、情報の開示は、民主的な意思決定の前提である。「特定秘密保護法」は、この民主主義原則に反するものであり、市民の目と耳をふさぎ秘密に覆われた国、「秘密国家」への道を開くものと言わざるを得ない。

さらに、「特定秘密保護法」は国の統一的な文書管理原則に打撃を与える恐れがある。公文書管理の基本ルールを定めた「公文書管理法」が2011年に施行され、現在では行政機関における文書作成義務が明確にされ、行政文書ファイル管理簿への記載も義務づけられて、国が行った政策決定の是非を現在及び将来の市民が検証できるようになった。「特定秘密保護法」はこのような動きに逆行するものである。何が何でも特定秘密保護法を成立させようとする与党の政治姿勢は、思想の自由と報道の自由を奪って戦争へと突き進んだ戦前の政府をほうふつとさせる。

外交・安全保障等に関して、短期的・限定的に一定の秘密が存在することは自明である。しかし、それは恣意的な運用を妨げる十分な担保や、しかるべき期間を経れば情報がすべて開示される制度を前提とした上のことである。行政府の行動に対して、議会や行政府から独立した第三者機関の監視体制が確立することも必要である。

以上、今般成立した「特定秘密保護法」は、憲法の基本原則である国民主権、基本的人権の尊重、平和主義から逸脱した危険を持つものとなっている。

よって、政府においては、速やかに「特定秘密保護法」の廃止をされるよう求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成25年12月18日

御 坊 市 議 会

|             |         |   |
|-------------|---------|---|
| 衆 議 院 議 長   | 伊 吹 文 明 | 殿 |
| 参 議 院 議 長   | 山 崎 正 昭 | 殿 |
| 内 閣 総 理 大 臣 | 安 倍 晋 三 | 殿 |
| 内 閣 官 房 長 官 | 菅 義 偉   | 殿 |
| 内閣府特命担当大臣   | 森 まさこ   | 殿 |

(特定秘密保護法案担当)